

「滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例」の一部改正について

■条例の概要

国が事業主体として実施する国営土地改良事業について、土地改良法第 90 条第 2 項に基づきその事業費の一部（以下「受益者負担金」という。）を、受益者から県が徴収するための条例。

■改正の概要

*別表（負担金対象となる事業一覧）の改正

今年度、事業着手する東近江地区国営土地改良事業を、徴収対象事業に追加し、受益者負担金を県が徴収できるようにするため、別表を改正する。また、大中の湖地区国営土地改良事業について、負担金の徴収が完了しているため、別表から削る。

（現行）

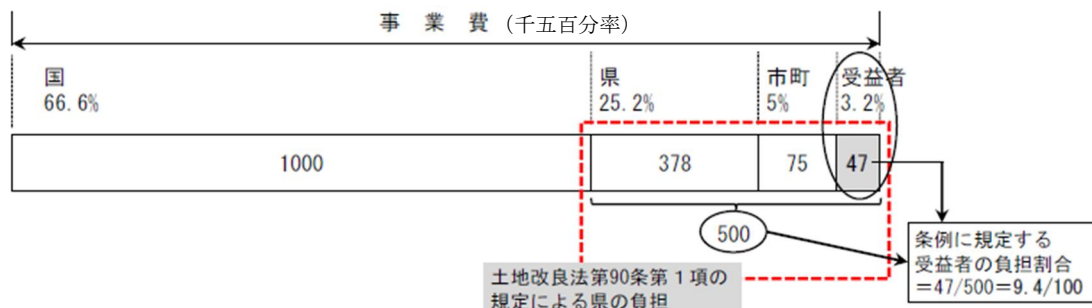
日野川地区国営土地改良事業	100 分の 31（令和元年度以後の年度に行われる工事にあっては、100 分の 15）
湖東平野地区国営土地改良事業	100 分の 31（令和元年度以後の年度に行われる工事にあっては、100 分の 15）（知事が定める工事にあっては、15 分の 1）
大中の湖地区国営土地改良事業	100 分の 31（知事が定める工事にあっては、0）
湖北地区国営土地改良事業	100 分の 15

↓

（改正後）

日野川地区国営土地改良事業	100 分の 31（令和元年度以後の年度に行われる工事にあっては、100 分の 15）
湖東平野地区国営土地改良事業	100 分の 31（令和元年度以後の年度に行われる工事にあっては、100 分の 15）（知事が定める工事にあっては、15 分の 1）
（削除）	
湖北地区国営土地改良事業	100 分の 15
<u>東近江地区国営土地改良事業</u>	<u>100 分の 9.4</u>

【参考】条例に規定する負担割合について



■施行期日

公布の日から施行